

国費による展覧会の支援

～美術品国家補償制度～

前文教科学委員会調査室 うかい たかみち
鵜飼 孝導

はじめに

近年、海外から美術品を借り受けて開催される展覧会（以下「海外展」という。）は、不況による主催者側の体力低下に加え、テロや自然災害などによる美術品保険料の高騰により、回数の減少や規模の縮小、展覧会自体の中止が相次いでいる¹。

関係者の間では、美術館・博物館（以下「美術館等」という。）で実施される大規模海外展を対象に、美術品の損害につき、政府が海外展の主催者と補償契約を締結し、美術品に損害が生じたときに国が補償を行う国家補償制度を導入することで、主催者の保険料負担を軽減し、海外展が安定的・継続的に実施できるよう検討が進められてきた。我が国の美術館等が開催した海外展における大規模事故事例はわずかであり²、国家補償制度は少ない予算で大きな効果が見込まれると言われているが、一度事故が起きれば多額の国費が補償に充てられることとなる³。

本稿では、美術品国家補償制度に関する検討の経過を整理するとともに、具体的制度設計に当たっての課題について考えたい。

1. 国家補償制度が求められる背景

（1）我が国における海外展の現状

戦後の我が国における海外展は、新聞社やテレビ局などのマスコミ各社（以下「新聞社等」という。）が、販売数拡大や企業の社会貢献の手段として、資金や人材を美術館等に提供する共催展の形で発展してきた。美術館等は、海外展の企画、会場の提供、カタログの執筆などを行い、実際の美術品借用交渉、保険契約、輸送などは、新聞社等も大きな役割を担っている。

また、海外展は、新聞社等が調整を行い、地方も含めた美術館等と新聞社等の共催により、複数の美術館等を巡回することが一般的であるが、巡回する美術館等の設置主体は国公私様々である（表1参照）。開催経費については、国立の美術館等の場合、新聞社等がほぼすべてを負担し、入場料収益を得ているのに対し⁴、公立や私立の美術館等の場合は、美術館等が新聞社等と共同で負担している。海外からの美術品の借用に当たっては、我が国の美術館等が交換で貸し出せる美術品が少ないため⁵、新聞社等が海外美術館等に借用料を支払うことが一般的となっている。

我が国の美術館等は、厳しい財務状況が続いている⁶。国立の美術館等は、平成13年から独立行政法人化され、国からの運営費交付金の削減が続く中、一層の効率化が求められており、作品の購入予算も減少している。平成22年4月に実施された事業仕分けでは、国

立の美術館等の収集事業等について、事業拡充とはされたものの、国からの負担を増やさない形との留保が付けられており⁷、今後も大幅な増額は望めず、独自予算による海外展の開催は不可能な状況である。公立や私立の美術館等においても、不況の影響などを受け、海外展の予算は大きく減少している。

また、共催者である新聞社等においても、新聞本体の広告費や発行部数の減少などにより、海外展事業を担う文化事業部の予算減少、海外展の縮小、撤退が懸念されている。

表 1 平成 21 年の大規模海外展の例

展覧会名	開催館	設置主体	共催状況	入場者数
ルーヴル美術館展 17世紀ヨーロッパ絵画	国立西洋美術館	国立	ルーヴル美術館、日本テレビ、読売新聞社等	85万人
	京都市美術館	公立		62万人
THEハプスブルク展	国立新美術館	国立	読売新聞社、TBS等	39万人
トリノ・エジプト展	東京都美術館	公立	朝日新聞社、東映、フジテレビ等	36万人
	(宮城県美術館・福岡市美術館・神戸市立美術館・静岡県立美術館を巡回)			
だまし絵展	名古屋市美術館	公立	中日新聞社、東海テレビ、産経新聞社等	22万人
	Bunkamura ザ・ミュージアム	私立		22万人
	兵庫県立美術館	公立		31万人
ゴッゲン展	名古屋ボストン美術館	私立	ボストン美術館、NHK、NHKプロモーション等	15万人
	東京国立近代美術館	国立		29万人
ルーヴル美術館展 美の宮殿の子どもたち	国立新美術館	国立	ルーヴル美術館、朝日新聞社、テレビ朝日	23万人
	国立国際美術館	国立		28万人
古代ローマ帝国の遺産	国立西洋美術館	国立	東京新聞社、NHK等	19万人
	(愛知県美術館・青森県立美術館・北海道立近代美術館を巡回)			
フランス絵画の19世紀	島根県立美術館	公立	日本経済新聞社等	8万人
	横浜美術館	公立		12万人

(出所) 文化庁資料(独立行政法人国立美術館関係職員調べ)に加筆

(2) 美術品保険の現状

展覧会開催の際には、共催者である新聞社等が、美術品の輸送、展示中の破損、盗難などに備え、損害保険を掛けている。大規模海外展の集積額⁸は数千億円の規模に達することもあり、高額かつ長期間にわたる美術品保険を民間保険のみで担うには構造的限界があると考えられている⁹。

我が国で実施される海外展では、美術品保険が展覧会の開催経費に占める割合は2～3割とされるが、それ以上になる場合もある。美術品保険は、新聞社等が国内の損害保険会社との間で、海外の所蔵館を出てから我が国の美術館等を巡回して所蔵館に戻るまでの一貫契約を結ぶ形態が一般的である。国内の損害保険会社は、当該一貫契約に関してロンドンにある世界的保険市場のロイズなどに再保険を掛けている。我が国は世界有数の地震大国であるため、多くの国内保険は地震を補償の対象としていないが、美術品保険は、例外的に地震も100%補償の対象としている点に大きな特徴がある¹⁰。

保険料率は、9.11 アメリカ同時多発テロやハリケーンカトリーナなどの影響により高

騰しており、平成12年で0.1%後半であったものが、20年で0.25%程度と約2倍になったとされる¹¹。また、美術品の評価額自体も、欧米の主要な美術館等が大規模展覧会を盛んに開催するようになったことや、中国などアジアの美術館による展覧会事業への参入などのため上昇し、保険料の高騰に拍車をかけている¹²。さらに、自然災害等の発生による損害率の上昇などにより、ロイズなど再保険市場の動向も厳しさを増しており、再保険の手配が困難化している。

(3) 各国の国家補償制度導入状況

美術品国家補償制度は、昭和49年にスウェーデンで創設され、その後、アメリカ、西欧諸国が続ぎ、近年では東欧諸国においても導入が進んでおり、G8の中で未導入国は、ロシアと我が国のみである。同制度の導入に至る経緯は、昭和53年11月、ユネスコ総会で採択された「可動文化財の保護のための勧告」が国家補償制度等の設立を勧告したことや¹³、国を挙げた大規模展覧会の実施など¹⁴、各国で異なる。

導入国の制度は、補償対象となる主催者、展覧会の種類、評価額の上限・下限額など各国で異なるが、制度の導入は、保険料の減少に加え、国際的信用の上昇などにつながっている¹⁵。代表的な事例として、補償対象を大規模な展覧会に限定するフランス、幅広く補償対象としているイギリス、両国の中間型であるアメリカが挙げられる(表2参照)。

表2 主要各国における美術品等の国家補償制度の概要

国名	フランス	イギリス	アメリカ
根拠法等 (制定年)	特定の特別美術展に対する 国家補償導入法(1993年)	国家遺産法(1980年)	美術品及び美術的創造 物補償法(1975年)
申請主体	国立美術館連合に所属する 国立美術館・博物館(共催の 場合、公立館も適用可)	国公私の美術館	国公私の美術館、政府機 関
補償対象 となる展 覧会の評 価額	上限 なし 下限 4,600万ユーロ (約60億円)	上限 なし 下限 なし	海外展 上限 12億ドル (1,150億円) 下限 なし
損害発生 の際の自 己負担額	個別に決定 (最低4,600万ユーロ) (約60億円)	美術品の評価額に応じた額 等	展覧会全体の評価額に 応じ、1.5万ドル(約140 万円)から50万ドル(約 4,800万円)まで
運用実績	近年の認定件数 01年0件 02年2件 03年5件	近年の認定件数 01年127件 02年157件 03年120件	年間40件弱の展覧会を 認定
補償実績	不明	過去10年で毎年3件	2件(計:約1,000万円)

注1 出典:各国の大使館の調査。なお、フランス及びイギリスの一部については、04年のEU調査報告書。

注2 通貨の換算レートは、1米ドル=96.14円、1ユーロ=136.06円とした(09.5.20時点)

(出所)文化庁資料に加筆

2. 検討の経緯

(1) 政権交代前

平成8年7月に文化庁が取りまとめた「21世紀を目指した美術館・博物館の振興方策—ミュージアム・プラン—」の推進の一環として、9年5月、文化庁に「美術品等の流動性を高める方策に関する調査研究協力者会議」が設置された。その第1部会においては、美術品等に係る保険制度について検討がなされ、同年7月に国家補償制度の導入や国家補償制度の対象とならない展覧会に対する集団保険契約制度の導入などを内容とする中間報告が出された。

しかし、登録美術品制度創設など中間報告の一部は「美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年6月10日法律第99号）」において実現したものの、国家補償制度は盛り込まれず¹⁶、衆議院では「美術展覧会の保険の在り方等について調査研究をすすめ、美術品の公開促進のための多様な方策を検討すること。」との附帯決議が付された¹⁷。

当時の協力者会議の委員は、美術品国家補償制度については、「その当時の大蔵省の『現在、国が補償しなくても現に展覧会は開催されており、何故今、国が乗り出さなければならぬか?』という問いに明確に答えられず、国家補償制度の実現はとん挫した」と回顧している¹⁸。

その後、平成20年の博物館法改正時の国会論議において¹⁹、国家補償制度導入について、池坊文部科学副大臣（当時）は「よく検討していきたい」と答弁し²⁰、21年度予算において国家補償制度に関する調査研究経費が計上され、浮島文部科学大臣政務官（当時）などを中心に検討が進められた²¹。

平成21年の予算委員会では、塩谷文部科学大臣（当時）は「調査研究をしながら検討して参りたい」と答弁し、中川財務大臣（当時）も「私は大いにやるべきだと正直思っております（中略）前向きに考えていくことが必要だろう」と答弁した²²。

このような経過を受け、平成21年3月に「美術品等の貸借に係る諸問題に関する調査研究協力者会議」（以下「協力者会議」という。）が文化庁に設置された。同協力者会議は同年7月、「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」を報告し、補償の対象となる施設や補償限度額などを詰めた上で、22年の通常国会において法案を提出することを検討していた²³。

(2) 政権交代後

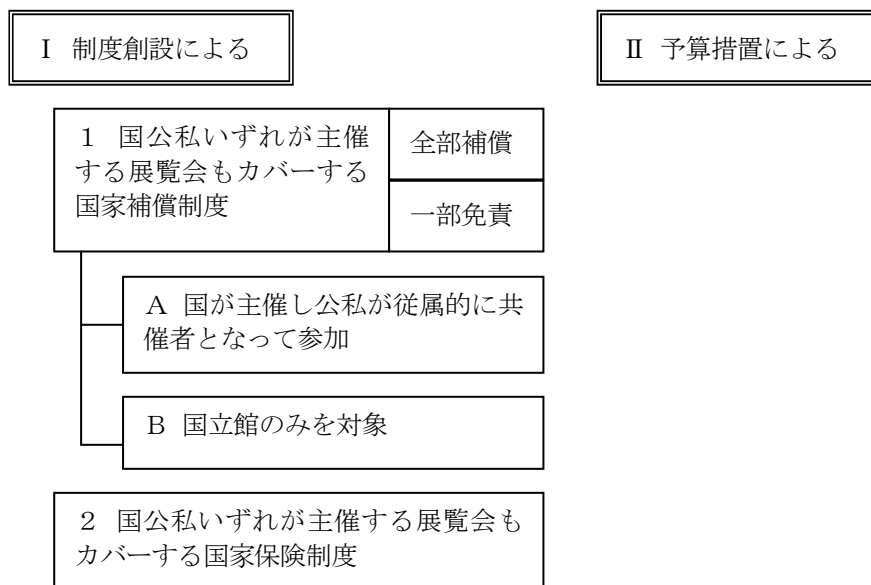
平成21年の衆議院議員総選挙において、民主党マニフェストに文化政策に関する記述はなく、前政権の課題である美術品国家補償制度をどう扱うかが注目された。

平成21年11月11日の文部科学省政策会議では、中川文部科学副大臣から検討中の法案として、美術品国家補償制度が説明された²⁴。また、第174回国会では、提出検討中法案として「展覧会のために借り受けた美術品に係る損害についての政府による補償に関する法律案（仮称）」が挙げられていたが、提出には至らなかった。提出時期について、川端文部科学大臣は「やるということを前提にして関係者と調整中で、関係者の結論が得られ次第提出させていただきたい」と答弁し、菅財務大臣（当時）は「なかなか検討をするこ

とがかなり多い。(中略)(文化庁の)検討を待って、もちろん負担の問題もありますから余りうかつには申し上げられませんが、やはり美術品の鑑賞機会を確保するという考えに立って対応していきたい」と答弁した²⁵。

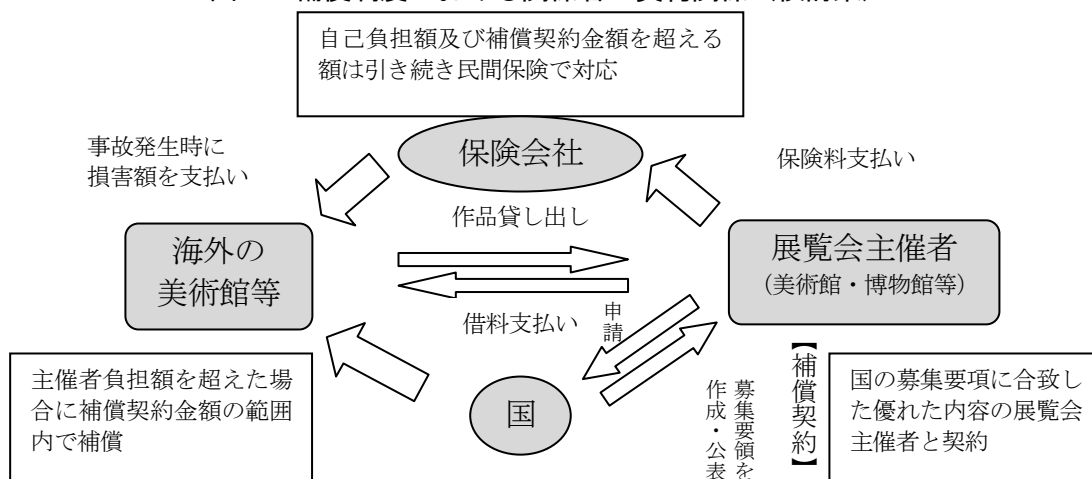
平成 22 年 4 月 7 日の文部科学省政策会議においては、中川文部科学副大臣から国家補償制度の検討に係る選択肢が示された(図 1 参照)。その中で、文化庁が目指している制度は国公私いずれが主催する展覧会もカバーする国家補償制度とされた²⁶。また、補償制度における関係者の契約関係なども示された(図 2 参照)。

図 1 国家補償制度に関する対応の選択肢について



(出所) 第 22 回文部科学省政策会議(平成 22 年 4 月 7 日)配付資料より作成

図 2 補償制度における関係者の契約関係(検討案)



- ・国は、展覧会の所有者を相手方として、美術品の所有者(海外の美術館等)に対し、その美術品の損害を補償する契約を展覧会主催者と締結する。
- ・国の補償は、美術品の所有者等の請求に応じて、その損害総額が〇億円を超える場合に、その超過額(上限は×億円)を所有者に支払う。

(出所) 第 22 回文部科学省政策会議(平成 22 年 4 月 7 日)配付資料

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第三次）の策定に向けて検討を行っている文化審議会文化政策部会の審議経過報告（平成 22 年 6 月 7 日）では、文化芸術振興のための重点施策の一つとして、「美術品の国家補償制度を速やかに導入する。」とされた²⁷。

（3）関係業界の動き

展覧会の関係業界としては、美術館等関係者、海外展を実施している新聞社で構成される「五社会」や損害保険業界などがあり、国家補償制度導入を要望してきた。

全国の国公立の美術館及び人文系博物館 363 館（平成 22 年 5 月現在）が加盟する全国美術館会議では、平成 13 年に文化庁長官と財務大臣に国家補償制度設立の要望書を提出したことを始めとして、講演会の開催、美術品国家補償制度研究部会の設置、文化庁の有識者会議への協力等の活動を行っている²⁸。また、学術団体からも国家補償制度導入の要望がなされている²⁹。

具体的制度設計については、国公立いずれが主催する展覧会もカバーする国家補償制度については、どの関係業界も賛成であるが、その他の選択肢については、関係者間で考えは一致していない³⁰。

3. 導入に向けた課題

（1）民間や地方公共団体の事業にも国費を投入する制度設計

国家補償制度の具体的制度設計では、国家補償の対象範囲を国立の美術館等に限定するか、公私立の美術館等にまで広げるかが、調整が難航する要因となっている。

国立の美術館等に限定する場合は、法整備によらず予算措置でも対応可能である³¹。しかし、国立の美術館等の数が少なく地域的にも偏りがあることから³²、一部の大都市にしかな恩恵をもたらさない点や、海外展は公私立の美術館等への巡回も含めた全体で保険契約を結ぶ事例が多いことから、保険料削減効果がほとんど見込まれない点が課題となる。

公私立の美術館等に拡大する場合は、国庫債務負担行為が必要であるため法整備が必須となる³³。また、地方分権や官と民との役割分担の観点から国立に限定すべきとの声もあるが、我が国では、国立の美術館等がない地域において、公私立の大規模な美術館等が、大規模海外展を実施してきた実績があり、公私立も対象に含めるべきとの要望も多い³⁴。

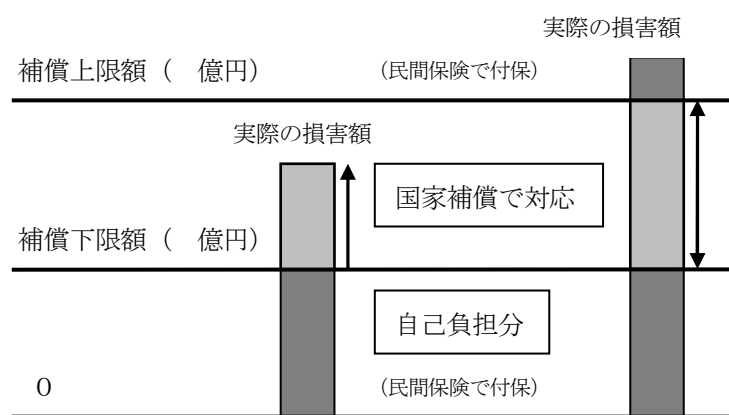
アメリカやイギリスなどでは、主催者にかかわらず、展覧会はあらゆる国民に開かれた公益事業であるとの考え方から、公私立の美術館等も国家補償の対象としている。しかし、我が国独自の展覧会の構造として、美術館等の設置形態にかかわらず、営利企業である新聞社等が共催していることから、国費投入に対する財政当局のそもそも論からの懸念も強い³⁵。フランスでは、公立館でも国立館との巡回展であれば国家補償を受けられることから、我が国においても、国が主催し公私が従属的に共催者となって参加する場合には補償対象とする制度が選択肢として検討されているが、公私立の単独事業が対象外となることや国主導に対する主催者側の抵抗感が強いとされることから、調整は難しい³⁶。

損害保険業界から民業圧迫であるとの反対があり実現性に乏しいが、民間保険に代わり国が美術品保険を担うという国家保険制度も選択肢の一つとして検討されている³⁷。

(2) 個々の展覧会補償の上限・下限額等の設定

協力者会議の審議経過報告においては、①国の財政規律の観点から、補償額には限度額（上限）を設けること、②一展覧会についての上限額及び一時点に展覧会が集中した場合の上限額の双方が必要であること、③リスクマネジメントに関するモラルの維持・向上、官民役割分担の観点から主催者の自己負担分を設け、民間保険を活用することが提言された³⁸。平成22年4月7日に文部科学省政策会議で示された検討案では、補償の上限・下限額の設定（図3参照）や、年度毎の国会議決など年間の限度補償総額の設定方法を定めることが盛り込まれている³⁹。

図3 補償制度による展覧会の補償額の範囲（検討案）



※一会計年度〇億円の範囲内で10件程度の展覧会の美術品の損害補償を想定。
（出所）第22回文部科学省政策会議（平成22年4月7日）配付資料

国家補償制度導入国の実績を見ると（表2参照）、補償の上限・下限額の設定方法によって、国家補償の対象となる展覧会の数や、補償の適用事例の数が大きく異なっている。

フランスでは、小規模な展覧会については民間保険の方が安上がりなため、国家補償制度の対象を国立美術館による大規模な展覧会などに限っている。また、下限額を設定することで、軽微な事故について国家補償を適用しない点に特徴があり、年間の適用件数は数件にとどまる。

これに対しイギリスでは、国家補償の対象は幅広く、審査はあるが、国公立の美術館から申請を受け付けている点に特徴がある。上限・下限額の設定はない。年間の適用件数は100件以上と多い。

アメリカは、フランスとイギリスの中間型の制度である。国立美術館はワシントンにわずかにあるだけであり、私立美術館を中心に国公私を問わず国家補償制度が適用される。これまでは海外から借りる美術品を優先していたが、平成20年から国内展のみのプログラムも導入されている。海外展には上限額が、国内展には上限・下限額が展覧会の規模に応じて設定される。年間の適用件数は40件前後で、フランスとイギリスの実績の中間である。

我が国では、具体的な上限・下限額について現在検討中であるが⁴⁰、制度導入時の予算規模や民間保険との効果的な組合せなども十分考慮して設定することが重要である。

(3) 国家補償制度導入による保険料負担軽減の担保

現在、ほとんどの展覧会事業についての収支は公表されていない。例えば、NHKでは、NHKが主催した美術展について、収支の開示を求める視聴者からの情報公開請求に対して、「美術展の収支には作品の借用料や輸送料、会場関係費、周知費用などが含まれ、これらを開示すると美術展開催に関するNHKのノウハウが明らかになる。また、借用料や会場関係費などが明らかにされることで、作品所蔵者や共催者との信頼関係を損ねるおそれもある。」との理由で不開示としている⁴¹。展覧会における保険契約についても、共催者である新聞社等と損害保険会社との民間同士の契約がほとんどであり、多くの美術館等や所管する文部科学省は実態を直接把握できていないのが現状である⁴²。美術品保険の実態が不透明なまま国家補償制度を導入することになれば、保険料軽減効果がどの程度あるのかわからない。文部科学省への報告を義務付けるなど何らかの制度設計は必要となる⁴³。

国家補償制度を導入すれば、展覧会の美術品の全額を補償対象としない場合であっても、国の補償対象部分については民間保険の保険料負担が軽減されるはずである⁴⁴。

美術品の保険料については、様々な条件により決定されることから、専門性が高く一律に積算することにはなじまないとされるが⁴⁵、保険料負担の軽減を国家補償制度導入の目的の大きな柱としていることから、具体的な制度設計とあわせて、どの程度保険料率が下がるのかイメージを持てるように説得力のある試算を提示する必要がある。

また、保険料負担軽減の直接的な恩恵を受ける展覧会の共催者である新聞社等は、国費が支出される可能性がある以上、保険契約の実態をある程度明らかにし、国民にどのように還元されることになるか示す必要がある。

節約された保険料分の経費は、借り受ける美術品の増加や他の展覧会の実施などに加え、目に見えやすい形での国民への還元が望まれる。協力者会議では、開催前から黒字になることが確実な展覧会は極めてまれであるため保険料の節約分をそのまま入場料の値下げに反映させることには反対との声もあったが⁴⁶、協力者会議の審議経過報告では「例えば、次世代育成の観点から高校生以下を無料とするなどの適切な入場料金の設定が期待される」とまとめられている⁴⁷。

(4) 国家補償制度を適用する展覧会の選定、事故が起きた場合の審査

国家補償制度の対象とする展覧会の選定や、事故が起きた場合の補償などについては、専門家による審査を経ることが提言されており⁴⁸、文化審議会での審査が検討されている。

平成 22 年 4 月 7 日の文部科学省政策会議においては、国家補償の対象となる展覧会の主な要件として、①優れた美術品を鑑賞する機会の充実に資すること、②損害発生の防止のための必要な措置が講じられていることが挙げられている。美術品評価額の査定については、所有者の評価額及び第三者評価額に基づき国が査定し、合意しない場合は補償の対象外とするなど国の厳格な査定により補償引受額の適正化を図ることとされる。また、損害が起きた場合の損害額の査定については、国が方針を示しつつ、事務の一部を保険会社に委託し、美術品の評価額の下落等に係る査定は、修復や鑑定 of 専門家を交えつつ特に慎重に査定するとされる⁴⁹。

（５）事故リスクの軽減策

国家補償制度導入は、美術館等のモラルハザードを招くおそれがあること、美術館等の中には文化庁が国宝・重要文化財の展示を認めなかった事故リスクの高い施設も存在することから⁵⁰、持続可能な制度としていくため、事故リスクの軽減を一層図る必要がある。

事故リスク軽減の取組として、美術館等の団体が、海外事例を参考に、展示施設の設備が国家補償を受ける基準に達していることを証明するファシリティ・レポートや、段階⁵¹ごとの作品の状態をチェックするコンディション・レポートなどの検討を進めている⁵²。

（６）求償権の扱い

国家補償の対象である美術品を運ぶ輸送会社が事故を起こした場合に、国は海外の所蔵館に対して補償を行った後、所蔵館に代わって取得した損害賠償請求権を輸送会社に行使することができる権利が求償権である。

協力者会議の審議経過報告では「求償権については、民間保険との連続性と国の財政規律の維持の観点を考慮した上で、その行使のための適切な要件を設定する。」とされる⁵³。

欧米の美術品輸送では、美術館等にアート・ハンドラーと呼ばれる専門職種があり、輸送会社は単純な輸送部分だけを担うが、我が国の美術品輸送においては、日本通運とヤマト運輸が、海外ではアート・ハンドラーが担っている梱包から展示まで担う専門部門を持っており、高い評価を受けている⁵⁴。両社は、美術品運送のための特別車両を購入して専門の従業員も配置しており、非常にリスクが大きいのに対し利潤は少ないと言われている。国家補償で求償権を行使することになると、財政規律を維持する一助とはなるが、輸送会社も別途保険を掛ける必要が出るため、開催経費の増額につながることや、輸送を請け負う会社なくなる懸念がある⁵⁵。

現在、我が国の展覧会の美術品に対する民間保険では、損害保険会社が輸送会社に対する求償権放棄の特約を付した上で運送することが通例となっている。ただし、輸送業者の故意による損害についてはまでは権利を放棄しないことするのが一般的である⁵⁶。

おわりに

美術品国家補償制度について、関係者の間では制度導入の必要性に対する認識は共有されているが、10年以上検討段階にとどまってきた。財政当局を含む関係者が求める具体的制度設計が一致しない点、文化庁が関係業界の合意が十分得られない形での予算措置や法案化の実現を望まなかった点に大きな要因があるように思われる。

新聞社等の民間企業が我が国の展覧会を支えてきた経緯を十分に尊重し、多くの関係者が合意できるものにしていくことは重要であるが、国費が支出される可能性がある政策である以上、展覧会の透明性を高め、国民に対しメリットを十分に説明できる制度設計を行うことが望まれる。

- ¹ 9.11 アメリカ同時多発テロ直後にターナー展が企画されたが、1,000億円を超える評価額だったため、新聞各社とも受け入れられず実現されなかったという（文化庁「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議WG（第2回）」（平21.4.28）概要）。
- ² 美術品の事故としては、昭和54年、ブラジル移民70周年を記念して読売新聞社が主催していた「マナブ間部展」（熊本、神奈川、大阪の各地で開催）で展示され、ブラジルに返還される予定の絵画が失われた事例がある。新東京国際空港を離陸した貨物機が太平洋上で行方不明となり、日系ブラジル人画家マナブ間部の作品（約20億円相当）が失われた（『産経新聞』（平22.1.21））。
- ³ 我が国において国家補償制度を導入している先行事例はわずかである。その一つである原子力損害賠償制度では、一会計年度内に締結できる補償契約の限度額を一般会計予算の予算総則に規定し、支出が必要となった場合は予備費や補正予算等により対応することとされている。原子力損害賠償制度の概要については、柳沼充彦「原子力損害賠償法等の一部改正案」『立法と調査』291号（平21.4.1）16～18頁参照。
- ⁴ 国立の美術館等と新聞社等とが共催する特別展の場合、常設展分の料金が美術館等側の収入になり、特別展と常設展の差額が新聞社等の収入となる（野田泰通『ザ・展覧会』（東方出版 平7.6）127頁）。例えば、国立西洋美術館における1,500円の特別展入場料の場合、常設展分に当たる420円は美術館の収益、残りの1,080円は新聞社等の収益となるとされる。
- ⁵ 我が国の美術館等には、紙や木、漆などの海外に持ち出して状態を保つことが難しい美術品が多いことなどが要因とされる。
- ⁶ 文化庁「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議WG（第4回）」（平21.6.30）概要
- ⁷ 平成22年4月26日に実施された事業仕分けでは、独立行政法人国立美術館の美術品収集（収集・保管・展示事業）と独立行政法人国立文化財機構の文化財収集（展覧事業）について、当該法人が実施し、事業規模は拡充（適切な制度のあり方を検討するとともに、民間からの寄付、自己収入の拡大、コスト縮減といった努力を徹底し、国からの負担を増やさない形で拡充を図る）とされた。
- ⁸ 借り受けた美術品の評価額の合計
- ⁹ 文化庁「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」（平21.7）5頁
- ¹⁰ 第58回全国美術館会議総会報告書（平21.12）93頁
- ¹¹ 第174回国会参議院予算委員会会議録第11号36頁（平22.3.12）
- ¹² ピカソの「夢」という絵は、平成9年に評価額57億円だったものが、18年には165億円となっており、保険料は570万円から約4,000万円へ上昇している（第174回国会参議院予算委員会会議録第11号36頁（平22.3.12））。
- ¹³ この勧告（仮訳）においては、「特に、一部の国に存在するような政府保証制度若しくは保険の歩合免責部分又は超過損害部分を担保することを目的とする国又はいずれかの関係共同体による危険の一部負担制度を立法、規則その他の形式により設立することを考慮する」ことが盛り込まれている。
- ¹⁴ フランスでは、平成4年に世界各地で開催されたバーンズ展を契機に国家補償制度を導入した。同展覧会について、我が国では、民間会社が社運をかけて1,200億円を引き受け、一部再保険がロイズマーケットだけではさばききれなかったとされる（箱守栄一「美術品に国家補償制度を」『公明』（平18.10）57頁）。
- ¹⁵ 文化庁「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議WG（第2回）」（平21.4.28）概要
- ¹⁶ 先送りの理由として「これは我が国ではこれまでにない新しい制度でございますので、いろいろ検討すべき点もまだございます。対象とする展覧会とか、あるいは諸外国の制度の実績、実例、民間保険との連携をどうするか等々まだ詰めるべき点がございまして。」との答弁がなされている（第142回国会参議院文教・科学委員会会議録第17号15頁（平10.4.23））。
- ¹⁷ 第142回国会衆議院文教委員会会議録第16号18頁（平10.6.3）
- ¹⁸ 箱守栄一「美術品に国家補償制度を」『公明』（平18.10）59頁
- ¹⁹ 社会教育法等の一部改正とあわせて博物館法も改正されたが、美術品国家補償制度は改正テーマとならなかった。
- ²⁰ 第169回国会参議院文教科学委員会会議録第8号25頁（平20.6.3）
- ²¹ 第58回全国美術館会議総会報告書（平21.12）89～90頁
- ²² 第171回国会参議院予算委員会会議録第4号35頁（平21.1.21）
- ²³ 『東京新聞』（平21.8.15）
- ²⁴ 第6回文部科学省政策会議（平21.11.11）概要
- ²⁵ 第174回国会参議院予算委員会会議録第13号12頁（平22.3.17）
- ²⁶ 第22回文部科学省政策会議（平22.4.7）配付資料
- ²⁷ また、美術分野の重点施策（具体的施策）として、美術作品等の鑑賞機会及び美術作品制作等への支援の充実が挙げられ、「保険料の高騰による国際レベルの企画展覧会開催の障害を除去し、美術作品等へのアクセスを拡大するとともに地域間格差を是正するためには、国家補償制度を導入することが必要不可欠である。国による補償制度の導入は、展覧会の質の向上や美術作品等の適切な保存・安全管理のインセンティブともなるものであり、法制度化を実現することが急務である。」との記述も盛り込まれている。

- ²⁸ 第 58 回全国美術館会議総会報告書（平 21. 12）85～86 頁
- ²⁹ 日本学術会議「美術館の危機をのりこえるために」（平 19. 5. 24）13 頁、美術史学会「美術品の国家補償制度の設立に対する意見表明」（平 22. 5. 13）など
- ³⁰ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ³¹ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ³² 独立行政法人国立文化財機構が所管する博物館は、東京、京都、奈良、福岡の 4 館、独立行政法人国立美術館が所管する美術館は、東京（3 館）、京都、大阪の 5 館しかない。
- ³³ 第 58 回全国美術館会議総会報告書（平 21. 12）108～109 頁
- ³⁴ 全国美術館会議「美術品国家補償制度の設立に関する要望書」（平 22. 5. 19）、美術史学会「美術品の国家補償制度の設立に対する意見表明」（平 22. 5. 13）など
- ³⁵ 第 58 回全国美術館会議総会報告書（平 21. 12）91 頁
- ³⁶ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ³⁷ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ³⁸ 文化庁「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」（平 21. 7）8～9 頁
- ³⁹ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ⁴⁰ 一部では上限額を 1,000 億円、下限額を 50 億円とするとの報道もなされている（『産経新聞』（平 22. 1. 21））。
- ⁴¹ NHK「NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の諮問第 68 号に対する意見」（平成 19 年 11 月 11 日）
<<http://www.nhk.or.jp/koukai/6condition/toshin/65.html>>
- ⁴² 美術館等の側は評価額については聞いていても、保険料までは知らず、共催者である新聞社等から教えてもらうことになるとされる（美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議（平 21. 3. 26）概要）。
- ⁴³ アメリカでは、国家補償の申請書に、民間保険を付保した場合に比べ、いくら節約したことになるか記載する箇所があるが、美術館が保険会社に依頼して算出している（文化庁「国家補償制度に関する米国調査資料」（平 21. 4）5 頁）。
- ⁴⁴ アメリカにおいては、1976 年から 2008 年までの 33 年間で約 2 億 4,638 万ドルの節約効果があったと試算されている（文化庁「国家補償制度に関する米国調査資料」（平 21. 4）6 頁）。
- ⁴⁵ 損害保険会社においては、保険料率の設定方法をはじめとする美術品保険の詳細は、多くが部外秘となっている（釘田寿一『お仕事は文化財』（朝日新聞社 平 10. 10）22～25 頁）。
- ⁴⁶ 文化庁「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議WG（第 3 回）」（平 21. 5. 26）概要
- ⁴⁷ 文化庁「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」（平 21. 7）7 頁。国立の美術館等の特別展では、現在、中学生以下が無料である。
- ⁴⁸ ①国家補償の対象とするかどうかの審査、②事故が起きた場合の補償に関する審査のため、専門家による審査委員会を設置することとされ、①の審査要件として、施設の安全性、展覧会の意義、作品の質・量の充実度、入場料金の設定の仕方、地方展の開催状況が例示されている（文化庁「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」（平 21. 7）9 頁）。
- ⁴⁹ 第 22 回文部科学省政策会議（平 22. 4. 7）配付資料
- ⁵⁰ 新潟市美術館では、ずさんな管理により、カビやクモの発生が相次ぐ騒動を受けて、館長が解任され、休館となっている（『朝日新聞』（平 22. 3. 10）、（平 22. 6. 12））。
- ⁵¹ コンディション・レポートが作成される段階とは通常、作品が展示施設へ運送される前の梱包の際、展示施設に到着しクレート・包装から出された時、展示作業が終了した際、展示期間が終わり再び梱包される直前、巡回展の場合は次の展示会場に到着した際とそこを離れる際、そして最後に所有者のもとに返却された際とされ、作品管理の徹底を促すだけでなく、損害にあった場合の原因を確定するのに重要な手がかりとなるとされる（蓑豊「海外における美術品の国家補償制度」『美術フォーラム 21』第 8 号（平 15. Sum）135 頁）。
- ⁵² 全国美術館会議では、アメリカで広く普及している AAA（アメリカ博物館協会）の事例を参考に保存研究部会において日本版ファシリティ・レポートを作成した。現在、同部会においてコンディション・レポート作成の検討が進められている。
- ⁵³ 文化庁「美術品等の貸借に係る補償の在り方について（審議経過報告）」（平 21. 7）10 頁
- ⁵⁴ 平成 21 年に東京国立博物館と九州国立博物館で開催され、総計 191 万人が訪れた「国宝 阿修羅展」は、海老名和明氏（日通）が 1 年間の研究と準備を経て 57 年ぶりに奈良の興福寺から東京まで運び出すことで実現した。海老名氏は、40 年近い美術品輸送歴を持ち、厚生労働大臣が表彰する「現代の名工」（17 年度）にも美術品梱包輸送として初めて選ばれた。これまでも、門外不出であった新薬師寺「頗羅大将立像」、唐招提寺「盧舎那仏坐像」の展覧会への出展を実現してきた（『テレコム・フォーラム』（平 21. 6）24～25 頁）。
- ⁵⁵ 文化庁「美術品等の貸借に係る諸課題に関する調査研究協力者会議WG（第 4 回）」（平 21. 6. 30）概要
- ⁵⁶ 国家補償制度の先行事例である原子力損害賠償制度においても、原子力事業者が第三者に対して有する求償権は、故意により生じた場合に限定している。